

7 主な償却資産の区分と耐用年数

詳しい耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を確認してください。



e-Gov法令検索
<https://laws.e-gov.go.jp>

資産の 種 類	耐用 年数	主 な 償 却 資 産 例	耐用 年数	主 な 償 却 資 産 例
1 構築物	3	簡易な可動間仕切り	12	エアーカーテン・ドア自動開閉設備
	6	蓄電池電源設備	15	給排水・衛生・ガス設備 ブロック塀
	7	工場緑化施設		コンクリート舗装路面 エスカレーター
	8	消火・災害報知・格納式避難設備 アーケード・日よけ設備（金属製は 15 年）		冷暖房・ボイラー設備 （冷凍機出力 22KW 以下は 13 年）
	10	店舗内装設備 アスファルト舗装路面 金属造の煙突・街路灯・ガードレール 通信ケーブル（光ファイバー製）	17	エレベーター
2 機 械 ・ 装 置	5	ブルドーザー等自走式作業用機械設備	20	広告用のもの（金属造以外は 10 年）
	6	複写業用設備	30	水泳プール
	7	クリーニング設備 縫製品製造業用設備 写真製版業用設備	9	乳製品・パン・菓子類等製造設備 料理店業用設備及び給食設備（引湯管は 5 年）
	8	水産食料品・豆腐類製造設備 写真現像焼付設備（天然色は 6 年） ガソリンスタンド設備	10	園芸設備 精穀設備 めん類製造設備 紡績設備 印刷設備 製本設備
			12	上・下水道業用設備
			15	機械式駐車設備
5 車 両 ・ 運搬具	2	自転車	17	太陽光発電システム
	4	フォークリフト	7	台車・その他自走能力を有するもの
6 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	2	パチンコ台 観賞用魚類 植物（貸付業用）	6	冷暖房用機器 電気・ガス機器 電気冷蔵庫 電気洗濯機 インターホン及び放送用設備
	3	パチスロ機 ゲーム機 看板 ネオンサイン スポーツ具 じゅうたん等敷物 カーテン他繊維製品	7	大型コンテナ（長さ 6m 以上のもの） 血液透析・血しょう交換用機器 歯科診療用ユニット
	4	電子計算機（パソコン） レントゲン（移動式） 消毒殺菌用機器 観賞用鳥類	8	陳列用棚・ケース（冷凍冷蔵機付は 6 年） 応接セット・家具（接客業用は 5 年） 室内装飾品（金属製は 15 年） 事務機・いす・キャビネット（金属製は 15 年） 引伸機・焼付機・乾燥機その他機器 観賞用動物（魚・鳥類を除く）
	5	電子計算機（サーバー） プリンター テレビ タイムレコーダー ファクシミリ 複写機 レジスター 手さげ金庫 楽器 自動販売機 理容・美容機器 ドライヤー 碁・将棋・麻雀その他遊戯具	10	時計
			15	植物（貸付業用を除く）

[注 1] 取得価額の算出方法・消費税の取扱いは、原則として法人税・所得税の扱いと同じです。

[注 2] 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

(1) 中古見積耐用年数：同省令第 3 条の規定により見積もった耐用年数

(2) 短 縮 耐 用 年 数：法人税法施行令第 57 条又は所得税法施行令第 130 条の規定により耐用年数の短縮について、
 国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数